

第52回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 平成31年2月26日（火）15時00分～16時20分

場 所 生駒市役所 302会議室

【出席者（敬称略）】

〔委 員〕 下村敏博、吉川正史、村岡悠子、中村幹雄、藤澤清二、岡島保弘、松岡克己、
森脇誠司

〔実施機関〕 上下水道部工務課課長補佐：中井健二、同課係長：高木裕文、同課主査：平尾英城、
課税課長：平田治樹、同課課長補佐：坂田洋和、同課主幹：楠下崇子、
農林課課長補佐：巽眞一、同課係員：桑田陽平、人事課課長補佐：池田尚謙、
同課主事：柳田裕規、収税課長：山口力、同課係長：細川真子、
上下水道部総務課長：吉岡正巳、同課主事：林梨花

〔事 務 局〕 総務部長：大西清隆、総務課長：西田幸彦、同課課長補佐：飯島武暢、
同課課長補佐：小北敦志、同課主幹：立田久美子、同課主任：塚美代子

【議 題】

- 1 【諮問案件1】 生駒市水道事業における配水管及び給水管の所有者に関する個人情報の外部提供について（工務課）
【諮問案件2】 ふるさと生駒応援寄附に係るふるさと納税管理システムの委託に伴い、受託業者が管理する電子計算機と結合することについて（課税課）
【諮問案件3】 地域農業情報活用支援システムのクラウド化に伴い、民間のデータセンターと結合することについて（農林課）
【諮問案件4】 人事給与システムのクラウド化に伴い、民間のデータセンターと結合することについて（人事課）
- 2 【報告案件】 スマートフォンを活用した市税等の収納の開始について（収税課、上下水道部総務課）
- 3 その他

【審 議 事 項】

- 1 【報告案件1】 生駒市水道事業における配水管及び給水管の所有者に関する個人情報の外部提供について（工務課）

〔結論〕

適当なものとする。

答申の詳細については、会長に一任する。

[審議経過]

実施機関である工務課より、生駒市水道事業における配水管及び給水管の所有者に関する個人情報の外部提供及び本人通知の省略についてその経緯と内容についての説明があった。

○ 概要

- ・ 開発事業等の施行のために個人が所有する既設配水管又は給水管から分岐する場合に、その所有者から分岐承諾等を得る必要があるが、所有者に関する情報は給水申込のために収集した個人情報であり、個人情報の外部提供にあたる。
- ・ 所有者に外部提供の同意を得るため、回答期限を定めて同意承諾の文書を送付し、同意がある場合は、条例9条第1号の規定により外部提供、同意しない旨の回答があれば外部提供は行わない。
- ・ 居所不明、回答がない場合は、個人が所有する水道管が公共の用に供していることから、条例第9条第6号の規定により、申請者又は申込者の氏名、住所、給水管の申請（設置）場所についての個人情報の外部提供を行う。
- ・ 運用開始は、平成31年4月1日を予定している。

【報告案件2】ふるさと生駒応援寄附に係るふるさと納税管理システムの委託に伴い、受託業者が管理する電子計算機と結合することについて（課税課）

[結論]

適当なものと認める。

答申の詳細については、会長に一任する。

[審議経過]

実施機関である課税課より、ふるさと生駒応援寄附に係る事務の委託業務について、プロポーザルを行うにあたり、民間のデータセンターとの通信回線を用いた結合についてその経緯と内容についての説明があった。

○ 概要

- ・ ふるさと納税制度は、納税者が応援したい自治体にインターネット上のポータルサイトを經由して寄付を行い、自治体は納税者に返礼品を送付する制度である。
- ・ 現在の委託業務は、ポータルサイトに納税者が入力した寄附申込情報をふるさと納税管理システムに取込み、礼状の送付、返礼品の配送等の事務代行業務を委託しているが、当初契約時に比べて事務代行業者が増加していることから、業務内容を見直した上で新元号元年秋頃にプロポーザルを行う。
- ・ 業者選定にあたっては、現在の委託業者の業務内容やファシリティスタンダードを

基準とした仕様とする予定である。

- ・ 取り扱う個人情報は、寄付者の氏名、住所、生年月日、E-mail アドレス、電話番号、寄付額等の情報である。

○ 質疑

Q 現在委託契約している業者のこれまでの運用で問題等ありましたか。

A 問題はありませんでした。

Q ポータルサイトからふるさと納税を行う際は、納税者が自ら個人情報を入力するため、委託業者への情報提供についてある程度想定されているが、窓口で申し込みされる方へはどのように周知されていますか。

A 現在、特に周知しておりません。

○ 附帯意見

窓口や郵送で寄附をされる場合は、寄付申込書に返礼品等の送付のため個人情報を委託業者に提供することを記載し、周知すること。

【報告案件3】地域農業情報活用支援システムのクラウド化に伴い、民間のデータセンターと結合することについて（農林課）

[結論]

適当なものと認める。

答申の詳細については、会長に一任する。

[審議経過]

実施機関である農林課より、DVDで管理運用している地域農業情報活用支援システムのクラウド方式への移行に伴う民間のデータセンターとの通信回線を用いた結合についてその経緯と内容についての説明があった。

○ 概要

- ・ 農業者の経営所得安定対策制度における事務処理支援を目的とした地域農業情報活用支援システムについて、業者からDVD版の提供を2019年3月で終了する申出があり、同年4月からセキュリティ対策が十分施されたクラウド方式に移行することとなったため、民間のデータセンターとLGWAN回線を利用して接続することになる。
- ・ 取り扱う個人情報は、農業者の氏名、住所、生年月日、電話番号、振込先、所有者又は使用収益している農地、農作物共済加入状況及び交付金申請状況等の情報である。

○ 質疑

Q クラウド化により費用面ではどのようになりますか。

A DVDの購入費用として12万9千円であったのが、今回のクラウド化により初期費用として23万8千円、次年度以降は13万8千円の費用が必要となりますが、全額国庫補助となり、市の費用負担はありません。

Q システム業者は近畿農政局から決められているのですか。

A 特に指定はありませんが、地域農業情報活用支援システムを扱っている業者が2社しかなく、奈良県内の市町村におきましても2団体を除いて本市が契約している業者のDVDを利用していると聞いております。

Q 全国的にクラウド化の方向ですか。

A 近畿農政局から地域農業情報活用支援システムのクラウド化を推進する方向性が示されております。

【報告案件4】 人事給与システムのクラウド化に伴い、民間のデータセンターと結合することについて（人事課）

[結論]

適当なものと認める。

答申の詳細については、会長に一任する。

[審議経過]

実施機関である人事課より、人事給与システムについて、庁内サーバのクラウド方式への移行に伴う民間のデータセンターとの通信回線を用いた結合についてその経緯と内容についての説明があった。

○ 概要

- ・ 現行の人事給与システムの保守期間が満了することに伴い、新元号元年9月から課内で管理運用しているサーバをセキュリティ対策が十分施されたクラウド方式に移行することにより、民間のデータセンターに設置する。
- ・ 人事給与システムのサーバをクラウド化することにより、サーバの保守や維持管理を行う必要がないため、職員の事務負担が軽減されること、民間のデータセンターと庁内の電子計算機はL2WAN回線により接続され、データセンターにおいては、最新のセキュリティ対策が講じられている。
- ・ 費用については、サーバ導入費用やソフトウェアのライセンス費用が不要となり、コストダウンが可能である。
- ・ 取り扱う個人情報、職員の氏名、住所、振込先等の情報である。

○ 質疑

Q なりすまし等による不正ログインへの対策として、どのような人的セキュリティ対策を講じられていますか。

A 生体認証とICカード等の並列による端末認証等のアクセス制限を行っております。また、社内のセキュリティ管理体制について、報告をするよう契約書に規定されています。

○ 附帯意見

システムの運用にあたっては、個人情報の漏えい、滅失、損傷等のないよう、常に最善のセキュリティ対策を講じ、人契約時に具体的な対策の確認を行ってください。

2 【報告案件】スマートフォンを活用した市税等の収納の開始について（収税課、上下水道部
総務課）

税金及び水道料金等の収納方法として、窓口納付、口座引落、コンビニ納付、ペイジー収納を用意しているが、それに加えて平成31年4月1日からスマートフォンを利用した収納の導入を予定しており、スマートフォンのアプリを利用することでコンビニへ行かなくても支払が可能になる旨の報告があった。内容としては、電子計算機の外部結合に該当するが、平成13年及び平成17年に当審議会の審議を経たコンビニ収納代行業者が結合先であり、収納情報はコンビニ収納代行業者を通じて既に導入している仕組みを利用して市が受領することから新たなシステム回収や回線が不要であるため、報告案件とし説明を受けた。

3 閉会